

重要事項説明書

For コミュニティ合同会社が訪問看護サービスを提供するにあたり、当事業所の概要や提供するサービスの内容等を、次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

事業所名	みる訪問看護ステーション	
所在地	岐阜県岐阜市萱場南3丁目1-26 アビタクトロ D号室	
電話番号	058-215-9781	
FAX番号	058-215-9782	
開設年月日	2024年10月1日	
介護保険事業所番号	第 2160191629 号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	山田 剛司	058-215-9781
サービス提供地域	岐阜市、山県市（旧美山地区は除く）、本巣市（旧根尾地区は除く）、北方町、瑞穂市	

2. 事業所の職員体制等

（2024年10月1日現在）

職種		従事するサービスの内容等	人員数
管理者（看護師）		主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をし、従業者に対して指揮命令を行います。	常勤1名
訪問看護従業者	看護師等	指定訪問看護のサービスを提供します。	常勤換算2.5名以上
	理学療法士等		1名以上

3. 営業日、営業時間

- （1）営業日は 月曜日から金曜日とします。（祝祭日を含む。）
- （2）営業時間は午前9時00分から午後6時00分までとします。
- （3）サービス提供時間は午前9時00分から午後6時00分までとします。
- （4）電話等により24時間連絡可能な体制とします。

4. 事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

事業の実施にあたり、介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限り居

宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスその他の便宜を提供することにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方の負担の軽減を図ります。

(2) 事業の運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②事業の実施にあたっては、主治医・関係市区町村、居宅介護支援事業所・その他地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 利用料等

(1) 利用者からお支払いいただく利用料等は、別紙料金表のとおりです。

(2) 利用料等の支払い

利用者が介護保険からの給付サービスを利用する場合は、法定の利用料（費用基準額）から事業所に支払われるサービス費を差し引いた額を利用者負担金としてお支払いいただきます。

ただし、公費、減免または給付制限等がある場合は、この限りではありません。

また、居宅サービス計画書を作成しない場合などは、利用者がいったん利用料の全額を事業者へ支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求し、払い戻しを受けていただきます。要介護度に応じた支給限度基準額を超えるサービスについては、全額利用者負担になります。

(3) 事業所は、介護保険給付対象外サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に説明を行い、同意を受けるものとします。

(4) 交通費

原則、交通費はいただきません。

(5) 利用料等は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月20日頃に利用者あてにお届けします。

(6) 利用料等のお支払方法は、利用者の指定金融機関の口座から「口座振替」にてお支払いいただきます。振替日はご利用月の翌月26日といたします。

(7) お支払いを確認しましたら領収証を発行します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業所にお電話又はご来所いただくか、居宅介護支援事業所にお申込みください。

(2) 契約の終了

①利用者の申し出により契約を終了する場合

契約終了を希望する3日前までに文書でお申出ください。

②事業者の申し出により契約を終了する場合

- ・人員不足、事業規模の縮小、事業所の休廃止等やむを得ない事情により、この契約に基づく訪問看護の提供が困難になった場合、契約を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知します。
- ・利用者又はその家族等によるハラスメントや暴言、暴力等著しい不信行為等に

より、この契約の継続が困難となった場合には、1週間以上の猶予をもって改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な訪問看護サービスを提供することが困難であると認めるときは、契約を終了させていただく場合があります。

- ・ 正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2ヵ月分以上滞納し、事業者が1ヵ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告したにもかかわらず、期間満了までに支払われないときは、契約を終了させていただく場合があります。

③自動終了

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は自動的に終了させていただきます。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当と判定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

7. 利用の中止（キャンセル）

- (1) 利用者がサービスの中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先： みる訪問看護ステーション

電 話： 058-215-9781

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合、利用中止の連絡時期によって、料金表記載のキャンセル料を申し受ける場合がありますので、ご了承ください。

キャンセル料は、原則としていただきませんが、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただく場合もあります。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族、主治の医師または救急機関等へ連絡をします。

主治医	医療機関名
	医師名
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	本人との続柄
	連絡先

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者、主治の医師または救急機関等に早急に連絡を行うとともに、必要な措置を

とります。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。このため、次の賠償責任保険に加入しています。

- ・保険の種類 賠償責任保険
- ・保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

10. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業者が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

11. 相談窓口・苦情処理の対応

(1) 相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、当事業所の窓口等にて常時受け付けています。

相談窓口	受付時間	午前9時00分から午後6時00分まで
	電話番号	058-215-9781
	FAX番号	058-215-9782
	相談員 (責任者)	山田 剛司

(2) 苦情処理の対応

- ①相談・苦情の受け付けは、原則として事業所の管理者が対応します。
- ②寄せられた相談・苦情に対し、管理者は速やかに相手先に連絡をとり、必要があれば利用者宅を訪問し、その内容の確認や状況の把握に努めます。
- ③事業所内で管理者を中心に会議を開き、問題点の整理を行い、今後の改善策を検討します。
- ④改善策について、管理者が利用者に対し事情説明を行います。
- ⑤管理者は改善策を実施するとともに、従業者への指導を徹底させ再発防止に努めます。
- ⑥居宅介護支援事業者、市区町村及び国民健康保険団体連合会に対し、報告を行い、助言を受けます。
- ⑦相談・苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録します。

(2) 下記の公的機関等においても、相談・苦情の申出ができます。

岐阜市役所 介護保険課	所在地	岐阜市司町40番地1
	電話番号	058-265-4141
国民健康保険団体 連合会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉・農業会館4階
	電話番号	058-275-9826
岐阜県運営適正化 委員会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜福祉・農業会館6階
	電話番号	058-278-5136

本巢市役所 長寿支援課	所在地	本巢市早野 255 番地
	電話番号	0 5 8 - 3 2 3 - 1 1 5 5
北方町役場 福祉健康課	所在地	本巢郡北方町長谷川 1 丁目 1 番地
	電話番号	0 5 8 - 3 2 3 - 1 1 1 1
瑞穂市役所 地域福祉高齢課	所在地	瑞穂市別府 1 2 8 3
	電話番号	0 5 8 - 3 2 7 - 4 1 2 6
山県市役所 福祉課	所在地	山県市高木 1000 番地 1
	電話番号	0 5 8 1 - 2 2 - 2 1 1 1

1 2. 身体的拘束の禁止

- (1) サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という）を記録します。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族等に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。
- (4) 前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族等に、身体的拘束等の態様等を説明します。

1 3. 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、万が一虐待が発生した場合の対応方法などを明確にします。従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

利用者及びその苦情解決の体制整備、その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報します。また、必要に応じて、成年後見制度の利用支援も行います。

1 4. 衛生管理

サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意します。従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、法令に基づき定期健康診断を受診させます。

感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16. ハラスメント対策

職場において利用者や従業者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17. 従業者の研修

従業者の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

18. 当法人の概要

法人の名称	For コミュニティ合同会社
代表者名	代表社員 山田 剛司
本社所在地	〒502-0908 岐阜県岐阜市近島1丁目15番5号
電話番号	058-215-9781
FAX番号	058-215-9782
設立年月日	2024年6月21日

19. 第三者評価について

第三者評価を実施した場合、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等を明確にし、事業所内で確認もしくは閲覧できるようにいたします。

【実施状況】

実施の有無	無
-------	---

(以下余白)

重要事項説明書

For コミュニティ合同会社が訪問看護サービスを提供するにあたり、当事業所の概要や提供するサービスの内容等を、次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

事業所名	みる訪問看護ステーション	
所在地	岐阜県岐阜市萱場南3丁目1-26 アビタクワトロ D号室	
電話番号	058-215-9781	
FAX番号	058-215-9782	
開設年月日	2024年10月1日	
ステーションコード	第 0191629 号	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	山田 剛司	058-215-9781
サービス提供地域	岐阜市、山県市（旧美山地区は除く）、本巣市（旧根尾地区は除く）、北方町、瑞穂市	

2. 事業所の職員体制等

職種		従事するサービスの内容等	人員数
管理者（看護師）		主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をし、従業者に対して指揮命令を行います。	常勤1名
訪問看護従業者	看護師等	指定訪問看護のサービスを提供します。	常勤換算2.5名以上
	理学療法士等		1名以上

3. 営業日、営業時間

- (1) 営業日は 月曜日から金曜日とします。（祝祭日を含む。）
- (2) 営業時間は午前9時00分から午後6時00分までとします。
- (3) サービス提供時間は午前9時00分から午後6時00分までとします。
- (4) 電話等により24時間連絡可能な体制とします。

4. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業の実施にあたり、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等、医

療保険関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方の負担の軽減を図ります。

(2) 事業の運営方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②事業の実施にあたっては、主治医・関係市区町村・その他地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 利用料等

- (1) 利用者からお支払いいただく利用料等は、別紙料金表のとおりです。

(2) 利用料等の支払い

利用者がサービスを利用する場合は、利用料（費用基準額）の1割～3割を利用者負担金としてお支払いいただきます。

または、利用者がいったん利用料の全額（10割）を事業者支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求し、払い戻しを受けていただきます。

- (3) 事業所は、医療保険給付対象外サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービス内容及び費用について事前に説明を行い、同意を受けるものとします。

(4) 交通費

原則、交通費はいただきません。

- (5) 利用料等は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月20日頃に利用者あてにお届けします。

- (6) 利用料等のお支払方法は、利用者の指定金融機関の口座から「口座振替」にてお支払いいただきます。振替日はご利用月の翌月26日といたします。

- (7) お支払いを確認しましたら領収証を発行します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当事業所にお電話又はご来所いただくか、主治医医療機関にご相談ください。

(2) 契約の終了

①利用者の申し出により契約を終了する場合

契約終了を希望する3日前までに文書でお申出ください。

②事業者の申し出により契約を終了する場合

- ・人員不足、事業規模の縮小、事業所の休廃止等やむを得ない事情により、この契約に基づく訪問看護の提供が困難になった場合、契約を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知します。
- ・利用者又はその家族等によるハラスメントや暴言、暴力等著しい不信行為等により、この契約の継続が困難となった場合には、1週間以上の猶予をもって改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な訪問看護サービスを提供することが困難であると認めるときは、契約を終了させていただく場合があります。

- ・正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2ヵ月分以上滞納し、事業者が1ヵ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告したにもかかわらず、期間満了までに支払われないときは、契約を終了させていただく場合があります。

③自動終了

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は自動的に終了させていただきます。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・主治医が訪問看護を不要と判断した場合

7. 利用の中止（キャンセル）

- (1) 利用者がサービスの中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先： みる訪問看護ステーション
電 話： 058-215-9781

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合、利用中止の連絡時期によって、料金表記載のキャンセル料を申し受ける場合がありますので、ご了承ください。

キャンセル料は、原則としていただきませんが、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただく場合もあります。

8. 緊急時の対応

サービスの提供中に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族、主治の医師または救急機関等へ連絡をします。

主治医	医療機関名
	医師名
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	本人との続柄
	連絡先

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者、主治の医師または救急機関等に早急に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。このため、次の賠償責任保険に加入しています。

- ・保険の種類 賠償責任保険
- ・保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

10. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業者が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報漏らすことがないように必要な措置を講じます。

11. 相談窓口・苦情処理の対応

(1) 相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、当事業所の窓口等にて常時受け付けています。

相談窓口	受付時間	午前9時00分から午後6時00分まで
	電話番号	058-215-9781
	FAX番号	058-215-9782
	相談員 (責任者)	山田 剛司

(2) 苦情処理の対応

- ①相談・苦情の受け付けは、原則として事業所の管理者が対応します。
- ②寄せられた相談・苦情に対し、管理者は速やかに相手先に連絡を取り、必要があれば利用者宅を訪問し、その内容の確認や状況の把握に努めます。
- ③事業所内で管理者を中心に会議を開き、問題点の整理を行い、今後の改善策を検討します。
- ④改善策について、管理者が利用者に対し事情説明を行います。
- ⑤管理者は改善策を実施するとともに、従業者への指導を徹底させ再発防止に努めます。
- ⑥市区町村及び国民健康保険団体連合会に対し、報告を行い、助言を受けます。
- ⑦相談・苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録します。

(2) 下記の公的機関等においても、相談・苦情の申出ができます。

岐阜市役所 介護保険課	所在地	岐阜市司町40番地1
	電話番号	058-265-4141
国民健康保険団体 連合会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉・農業会館4階
	電話番号	058-275-9826
岐阜県運営適正化 委員会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜福祉・農業会館6階
	電話番号	058-278-5136
本巣市役所 長寿支援課	所在地	本巣市早野255番地
	電話番号	058-323-1155
北方町役場 福祉健康課	所在地	本巣郡北方町長谷川1丁目1番地
	電話番号	058-323-1111
瑞穂市役所 地域福祉高齢課	所在地	瑞穂市別府1283
	電話番号	058-327-4126

山県市役所 福祉課	所在地 山県市高木 1000 番地 1 電話番号 0581-22-2111
--------------	--

1 2. 身体的拘束の禁止

- (1) サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という）を記録します。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族等に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。
- (4) 前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族等に、身体的拘束等の態様等を説明します。

1 3. 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、万が一虐待が発生した場合の対応方法などを明確にします。従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。

利用者及びその苦情解決の体制整備、その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報します。また、必要に応じて、成年後見制度の利用支援も行います。

1 4. 衛生管理

サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意します。従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、法令に基づき定期健康診断を受診させます。

感染症が発生、又はまん延しないように、次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

16. ハラスメント対策

職場において利用者や従業員から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

17. 従業員の研修

従業員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修

18. 当法人の概要

法人の名称	For コミュニティ合同会社
代表者名	代表社員 山田 剛司
本社所在地	〒502-0908 岐阜県岐阜市近島1丁目15番5号
電話番号	058-215-9781
FAX番号	058-215-9782
設立年月日	2024年6月21日

(以下余白)

別紙料金表 訪問看護（医療保険）

2024年10月1日 現在

医療保険				料金	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ） 訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者 同一日に2人）	保健師 助産師 看護師	週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	
			週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
		准看護師	週3日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円	
			週4日目以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円	
		該当ケアの 専門看護師 （管理療養費なし）	1回/月	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	
		理学療養士 作業療養士 言語療法士	1日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者 同一日に3人以上	保健師 助産師 看護師	週3日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
			週4日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円	
		准看護師	週3日目まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円	
			週4日目以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円	
		該当ケアの 専門看護師 （管理療養費なし）	1回/月	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	
		理学療養士 作業療養士 言語療法士	1日につき	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
	訪問看護基本療養費（Ⅲ） （管理療養費なし） （外泊中の訪問看護）		入院中1回 （別に定める者は2回）	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	
管理療養費	訪問看護管理療養費（Ⅰ～Ⅲ以外）		1日目	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	
			2日目以降 （同一建物居住者の割合が70%未満かつ別表第7・ 第8の相当実績がある場合）（1日につき）	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
			2日目以降 （同一建物居住者の割合が70%未満かつ別表第7・ 第8の相当実績がない場合）（1日につき）	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
			2日目以降 （同一建物居住者の割合が70%以上である場合） （1日につき）	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
			難病等複数回訪問加算		1日2回	同一建物内1・2人	4,500 円	450 円
同一建物内3人以上	4,000 円	400 円				800 円	1,200 円	
1日3回以上	同一建物内1・2人	8,000 円			800 円	1,600 円	2,400 円	
	同一建物内3人以上	7,200 円			720 円	1,440 円	2,160 円	
緊急訪問看護加算 （診療所・在宅療養支援病院の指示）		月14日目まで（1日につき）		2,650 円	265 円	530 円	795 円	
		月15日目以降（1日につき）		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
加算	複数名訪問看護加算（※）		看護職員＋看護師等 （週1日）	同一建物内1・2人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
				同一建物内3人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
			看護職員＋准看護師 （週1日）	同一建物内1・2人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
				同一建物内3人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
			看護職員＋その他職員 （週3日）	同一建物内1・2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
				同一建物内3人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	複数名訪問看護加算（※） （厚生労働大臣が定める場合に限る）		看護職員＋その他職員 （1日に1回）	同一建物内1・2人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
				同一建物内3人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
			看護職員＋その他職員 （1日に2回）	同一建物内1・2人	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
				同一建物内3人以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
			看護職員＋その他職員 （1日に3回以上）	同一建物内1・2人	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
				同一建物内3人以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	長時間訪問看護加算 （90分を超える訪問看護）		1回/週を限度 （特別管理・特別指示） 3回/週を限度 （15歳未満の超重症児 及び別表第八）		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

加 算	乳幼児加算 (6歳未満)	1回/日 (超重症児または準超重症児・別表第7・第8)	1,800円	180円	360円	540円
		1回/日	1,300円	130円	260円	390円
	24時間対応体制加算	1回/月 (24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1回/月(上記以外)	6,520円	652円	1,304円	1,956円
	特別管理加算(Ⅰ)	1回/月	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算(Ⅱ)	1回/月	2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算	1回/当該退院・退所 (2回/当該退院・退所別に定める者)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算 (特別管理加算対象者)	1回/当該退院・退所	2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	1回/退院日 (1回に90分以上、又は複数回で90分を超えた場合)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		1回/退院日 (別表第7・第8・特別管理加算対象者)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算	1回	3,000円	300円	600円	900円
	夜間・早朝訪問看護加算 (18時～22時/6時～8時)	各1回/日	2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算 (22時～翌6時)	1回/日	4,200円	420円	840円	1,260円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2回/月を限度	2,000円	200円	400円	600円
	訪問看護情報提供療養費1,2,3	1回/月	1,500円	150円	300円	450円
	看護・介護職員連携強化加算 (特定行為業務を行う介護職員との連携)	1回/月	2,500円	250円	500円	750円
	専門管理加算 (専門性の高い管理)	1回/月	2,500円	250円	500円	750円
	訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	該当月	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナル療養費Ⅱ (介護老人福祉施設等での看取り介護加算算定)	該当月	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	遠隔死亡診断補助加算	該当月	1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月	50円	5円	10円	15円
	特別地域加算		基本療養費の50/100%を加算			

そ の 他	交通費	◆自動車 *往復	いたしません
		◆公共機関 *往復	いたしません
	キャンセル料 (ただし、緊急やむを得ない場合は不要)		原則、いたしません
	お別れの処置		20,000円(税抜)

※「看護職員」＝看護師・保健師・助産師・准看護師 「看護師等」＝看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

「その他職員」＝看護師・保健師・助産師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護補助者

別紙料金表 訪問看護（医療保険_精神科）

2024年10月1日 現在

2024年10月1日 現在

医療保険				料金		1割負担		2割負担		3割負担			
精神科訪問看護基本療養費	精神科 基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	保健師 看護師 作業療養士 (30分以上)	週3日目まで		5,550	円	555	円	1,110	円	1,665	円	
			週4日目以降		6,550	円	655	円	1,310	円	1,965	円	
		准看護師 (30分以上)	週3日目まで		5,050	円	505	円	1,010	円	1,515	円	
			週4日目以降		6,050	円	605	円	1,210	円	1,815	円	
		精神科 基本療養費(Ⅲ) (同一日に2人)	保健師 看護師 作業療養士 (30分未満)	週3日目まで		4,250	円	425	円	850	円	1,275	円
				週4日目以降		5,100	円	510	円	1,020	円	1,530	円
			准看護師 (30分未満)	週3日目まで		3,870	円	387	円	774	円	1,161	円
				週4日目以降		4,720	円	472	円	944	円	1,416	円
	精神科 基本療養費(Ⅲ) (同一日に3人以上)	保健師 看護師 作業療法士 (30分以上)	週3日目まで		2,780	円	278	円	556	円	834	円	
			週4日目以降		3,280	円	328	円	656	円	984	円	
		准看護師 (30分以上)	週3日目まで		2,530	円	253	円	506	円	759	円	
			週4日目以降		3,030	円	303	円	606	円	909	円	
		保健師 看護師 作業療法士 (30分未満)	週3日目まで		2,130	円	213	円	426	円	639	円	
			週4日目以降		2,550	円	255	円	510	円	765	円	
		准看護師 (30分未満)	週3日目まで		1,940	円	194	円	388	円	582	円	
			週4日目以降		2,360	円	236	円	472	円	708	円	
		精神科基本療養費(Ⅳ) (外泊中の訪問看護)				8,500	円	850	円	1,700	円	2,550	円
		管理療養費	訪問看護管理療養費(Ⅰ～Ⅲ以外)	1日目		7,670	円	767	円	1,534	円	2,301	円
				2日目以降 (同一建物居住者の割合が70%未満、かつ別表第7・第8 の相当実績がある場合) (1日につき)		3,000	円	300	円	600	円	900	円
				2日目以降 (同一建物居住者の割合が70%未満、かつ精神科訪問看護 基本療養費でGAF尺度による判定が40以下の利用者数 が月に5人以上の場合) (1日につき)		3,000	円	300	円	600	円	900	円
2日目以降 (同一建物居住者の割合が70%以上である場合) (1日につき)				2,500	円	250	円	500	円	750	円		
2日目以降 (同一建物居住者の割合が70%未満、かつ以下の①及び ②のいずれにも該当しない場合 ①別表第7・第8の相当実績がある場合 ②精神科訪問看護基本療養費でGAF尺度による判定が40 以下の利用者数が月に5人以上の場合) (1日につき)				2,500	円	250	円	500	円	750	円		
加算	精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1・2人	4,500	円	450	円	900	円	1,350	円		
			同一建物内3人以上	4,000	円	400	円	800	円	1,200	円		
		1日3回以上	同一建物内1・2人	8,000	円	800	円	1,600	円	2,400	円		
			同一建物内3人以上	7,200	円	720	円	1,440	円	2,160	円		
	精神科緊急訪問看護加算 (診療所・在宅療養支援病院の指示)	月14日目まで(1日につき)		2,650	円	265	円	530	円	795	円		
		月15日目以降(1日につき)		2,000	円	200	円	400	円	600	円		
	複数名精神科訪問看護加算 (看護師又は保健師と別職種の者が 同時訪問する場合)	看護師か保健師か作 業療法士 (1日1回)	同一建物内1・2人	4,500	円	450	円	900	円	1,350	円		
			同一建物内3人以上	4,000	円	400	円	800	円	1,200	円		
		看護師か保健師か作 業療法士 (1日2回)	同一建物内1・2人	9,000	円	900	円	1,800	円	2,700	円		
			同一建物内3人以上	8,100	円	810	円	1,620	円	2,430	円		
		看護師か保健師か作 業療法士 (1日3回以上)	同一建物内1・2人	14,500	円	1,450	円	2,900	円	4,350	円		
			同一建物内3人以上	13,000	円	1,300	円	2,600	円	3,900	円		

加算		看護補助者か 精神保健福祉士 (週1回)	同一建物内1・2人	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		准看護師(1日1回)	同一建物内1・2人	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		准看護師(1日2回)	同一建物内1・2人	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物内3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		准看護師(1日3回)	同一建物内1・2人	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物内3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	長時間精神科訪問看護加算 (90分を超える訪問看護)	1回/週を限度 (特別管理・特別指示)(15歳未満の超重症児/別表第八)	3回/週を限度	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	24時間対応体制加算	1回/月 (24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1回/月(上記以外)		6,520円	652円	1,304円	1,956円
	特別管理加算(Ⅰ)	1回/月		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算(Ⅱ)	1回/月		2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算	1回/当該退院・退所 (2回/当該退院・退所別に定める者)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算 (特別管理加算対象者)	1回/当該退院・退所		2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	1回/退院日 (1回に90分以上、又は複数回で90分を超えた場合)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
		1回/退院日 (別表第7・第8・特別管理加算対象者)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算	1回		3,000円	300円	600円	900円
	夜間・早朝訪問看護加算 (18時～22時/6時～8時)	各1回/日		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算 (22時～翌6時)	1回/日		4,200円	420円	840円	1,260円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2回/月を限度		2,000円	200円	400円	600円
	精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイ		8,400円	840円	1,680円	2,520円
		精神科在宅患者支援管理料2のロ		5,800円	580円	1,160円	1,740円
	訪問看護情報提供療養費1,2,3	1回/月		1,500円	150円	300円	450円
	看護・介護職員連携強化加算 (特定行為業務を行う介護職員との連携)	1回/月		2,500円	250円	500円	750円
	専門管理加算 (専門性の高い管理)	1回/月		2,500円	250円	500円	750円
	訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	該当月		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナル療養費Ⅱ (介護老人福祉施設等での看取り介護加算算定)	該当月		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	遠隔死亡診断補助加算	該当月		1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月		50円	5円	10円	15円
	特別地域加算			基本療養費の50/100%を加算			

加算	交通費	◆自動車 *往復	いたしません
		◆公共機関 *往復	いたしません
	キャンセル料 (ただし、緊急やむを得ない場合は不要)		原則、いたしません
	お別れの処置		20,000円(税抜)